

輸入食品安全対策室

1 輸入食品の安全確保対策

(1) 厚生労働省と都道府県等との連携

従前の経緯

- 輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。このため、「食品供給行程の各段階」における「食品の安全性の確保」（食品安全基本法第4条）の理念に基づき、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している。
- これらの対策が効果的に実施されるためには、国内で流通する食品及びその事業者に対する監視指導を実施する都道府県等と、輸出国に対する二国間協議及び現地調査、輸入食品及びその事業者に対する輸入時の監視指導等を実施する厚生労働省との緊密な連携が重要である（「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」）。
- これを踏まえ、厚生労働省と都道府県等との間では、日常的に食品衛生法違反に該当する輸入食品等及び関連の食品の流通、検査等に関する情報を共有しつつ、回収等の措置の命令や営業の禁停止の命令など必要な行政対応を実施している。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、次に掲げる3点をお願いする。
 - ① 輸入時の水際段階の検査、海外情報等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通しているものについては、関係の都道府県等において、回収等の措置を命令するなど、監視指導を適切に実施すること。
 - ② 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したときや、輸入食品を原因とする食中毒事案を確認したときは、輸入時の水際段階の検査や国内流通段階の監視指導が迅速に実施されるよう、直ちに厚生労働省及び関係の都道府県等に報告すること。
 - ③ 国内で流通する輸入食品については、輸入食品監視指導計画のほか、厚生労働省ホームページに掲載された検査命令に関する通知、食品衛生法違反に該当する食品に関する情報等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施すること。

また、NESFDにおいて、食品衛生法第27条に基づく輸入届出実績について、輸入者の名称・所在地、輸出国、品名、届出件数・重量、検査項目・件数、違反件数の確認が可能であるので、関係事業者の監視指導に活用すること。

なお、輸入食品監視指導計画について、同計画を更に効率的・効果的に実施するため、都道府県等が実施している輸入食品に係る検査等について調査を行ったところ、ご協力に感謝申し上げます。調査の結果、輸入食品監視指導計画の策定に活用することができた。輸入食品については全国で16,017件（平成25年度）の検査が実施されていることが確認され、今後も監視指導計画に基づき輸入食品の監視指導をお願いする。

（２）輸入時（水際）における衛生対策

従前の経緯

- 輸入時の衛生対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに、モニタリング検査における違反の検出等に照らして違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。

（注）モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定している。

- 平成25年度には、約219万件の輸入届出に対して55,217件のモニタリング検査、59,543件の検査命令、95,598件の指導検査等を実施し、そのうち、1,043件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。
- 平成26年度上半期には、約114万件の輸入届出に対して27,719件のモニタリング検査、28,153件の検査命令、47,739件の指導検査等を実施し、そのうち、430件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。

今後の取組

- 今後とも、検疫所において輸入食品の過去の輸入実績、違反状況等を踏まえて毎年度策定する「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施する。

具体的には、前年度のモニタリング検査の結果等を勘案して残留農薬等の検査項目等の見直しを行うとともに、加工食品に係る衛生管理の強化を行い、平成27年度のモニタリング検査の実施件数を約95,000件とする。

- また、食品中の異物混入事案等を踏まえ、輸入食品についても、「輸入食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」（平成20年6月5日付け食安発第0605001号）に基づき、輸入者に対し、輸出国段階における自主的な衛生管理の推進を徹底するほか、今後、

ガイドラインに基づくチェックリストを示し、輸入者の自主点検を推進する。

- そのほか、輸入食品監視業務の効率化を図るため、輸入食品監視支援システム（FAINS）の機能性の向上を図るとともに、輸入者等の依頼を受けた登録検査機関の検査が適切に実施されるよう、地方厚生局を通じた登録検査機関に対する指導監督の徹底に努める。

（３）輸出国段階の対策

従前の経緯

- 輸出国における安全対策の推進として、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図るほか、必要に応じ、担当官を派遣して輸出国の衛生対策の調査、我が国における食品衛生規制を周知するための説明会等を実施している。

- 日中間については、「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、閣僚級会議を開催し、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力の促進を目的とした行動計画を策定するとともに、実務者レベル協議及び現地調査を実施している。

平成26年7月、中国において期限切れ鶏肉を使用して製品を製造した事案を受け、同年8月、北京において、日中食品安全推進イニシアチブ実務者レベル協議を開催した。本事案による中国産食品に対する不安の増大等を踏まえ、引き続き日本へ輸出する食品の安全性を確保することを、中国政府に対して強く要請した。

- 平成25年度は、オランダ、韓国、ペルー、南アフリカ及びメキシコについて現地調査を行い、関係制度及び管理体制、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。

また、アイルランド産牛肉、デンマーク産チーズ及び米国産牛肉について、対日輸出食品の管理状況の現地調査を実施した。

その他、12カ国、18品目について、輸出国政府からの検査命令の緩和要請に関し、二国間協議又は書簡交換を行った。

- 平成26年度は、アルゼンチン、スウェーデン及びチリについて現地調査を行い、関係制度及び管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。

また、イタリア産チーズ及び非加熱食肉製品、スウェーデン産牛肉、スペイン産非加熱食肉製品、タイ産おくら及びグリーンアスパラガス並びにポーランド産牛肉について、

対日輸出食品の管理状況の現地調査を実施した。

その他、9カ国、9品目について輸出国政府からの検査命令及びモニタリング検査強化等の緩和要請に関し、二国間協議又は書簡交換を行った。

今後の取組

- 引き続き、個別問題が発生した際の二国間協議及び現地調査を通じた輸出国段階の衛生対策の検証を行うほか、問題発生 of 未然防止を図るため、主要な輸出国に対し、計画的に現地調査を行い、輸出国における関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行うとともに、輸出国の政府担当者や食品等事業者到我国の食品衛生規制を周知するための説明会を開催し、海外の生産現場における衛生管理をより一層推進する。
- 平成27年度輸入食品監視指導計画案については、1月23日～2月23日のパブリックコメント手続やを実施するとともに、1月26日に大阪、1月29日に東京で意見交換会を開催した。これらの結果を踏まえ、3月末に官報掲載及び通知発出を予定している。

監視体制の概要

